

牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の概要

(令和6年6月1日施行)

適用範囲 (条例第3条)

- ① 太陽光発電出力(送電端出力)が50キロワット以上
- ② 事業区域が1000平方メートル以上

申請対象	申請対象外
(例) ・野立て ・営農型タイプ など独立設置してるもの 	(例) ・(建築物)屋根 ・(付属物)カーポート などに設置されるもの 

事業者の責務 (条例第6条)

1. 災害時及び廃止後の措置の費用の確保計画
2. 事業区域に設置抑制区域を含まないよう計画
3. 地域住民等への理解、説明
4. 行政区等及び地域住民等との良好な関係の保持
5. 適正な維持管理
6. 事故、苦情、紛争等解決

Point

申請前の住民説明と事業終了後の撤去等に係る費用の確保、計画が義務になります。

地域住民等への説明 (条例第9条第4項)

地域住民等の責務

・地域住民、行政区長は、住民説明の基づく説明会の開催など条例の目的を達成するため協力する必要があります。

地域住民等への説明（条例第2・9条、規則第5条）

1. 事業者は、**60日前**に計画書の提出を行う前に地域住民等に説明を行わなければならない。
2. 地域住民等の理解が得られるように努めなければならない。
3. 地域住民等から要望がある場合、説明会を開催しなければならない。
4. 着手の**60日前**から設置事業の告知看板を設置しなければならない。

<地域住民等への説明範囲>

- A. 事業区域に隣接する土地、建物の所有者等
- B. 事業区域の境界から100m以内の居住者等

Point

地域住民から求めがあった場合は、説明会を開催してください。

C. 事業区域の境界から100m以内の住民が所属する行政区長等

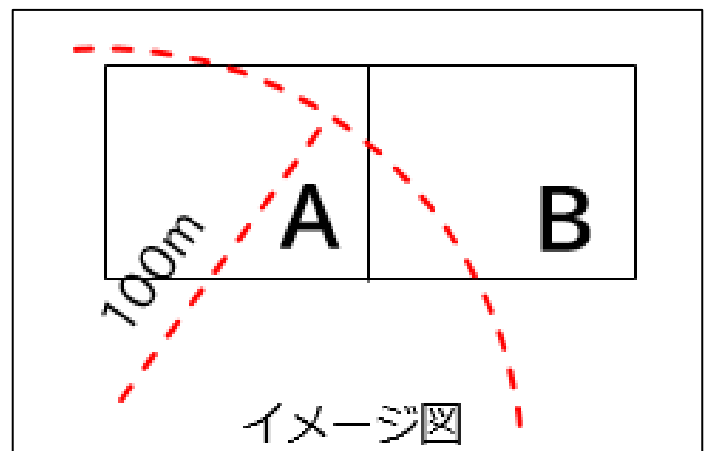
Point

行政区長への説明が義務になります。

AとB両方

(例)行政区がまたがる場合…

事業者が両方の行政区の会長に説明



配慮事項（条例第10条、規則第6条）<別表第2>

<配慮事項> ※主な配慮すべき事項を下記事項（別表第2）について定めます。

1. 生活環境への配慮
2. 防災・安全への配慮
3. 住宅隣接地等に設置する場合の配慮
4. 発電設備後の維持管理

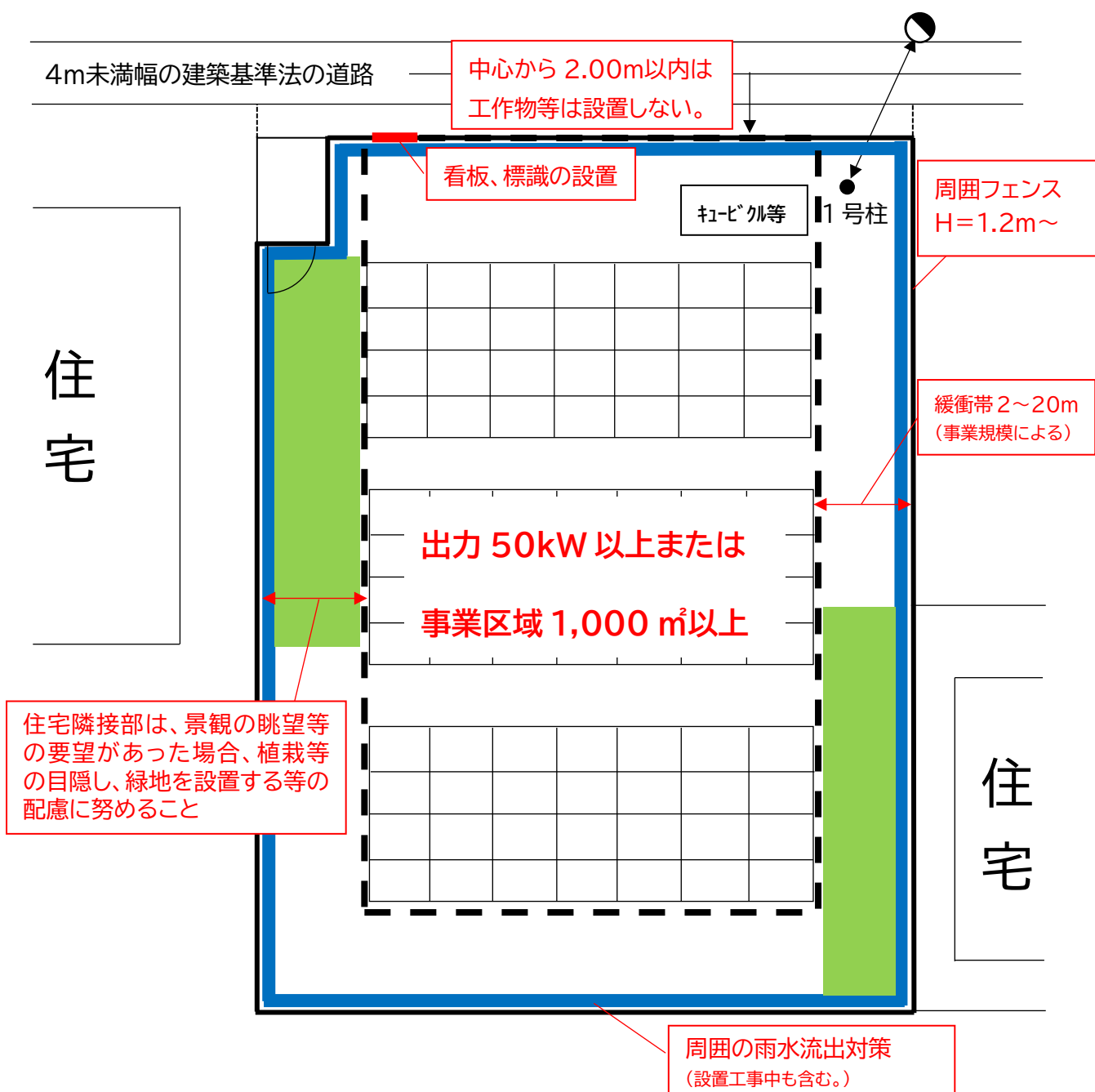
設計の基準（条例第11条、規則第7条）〈別表第3〉

※事業者は、次の事項について設計の基準適合するようにしなければならない。

1. 事業区域の規模に応じて緩衝帯の設置
2. 雨水流出対策
3. 災害時車両通行を目的とした4m未満幅の建築基準法の道路のセットバック
4. 周囲フェンス等の設置

Point

事業区域の面積に応じて、事業区域境界から一定の離隔距離が必要になります。



協議等（条例第12条、規則第8条）

<計画書の提出>着手しようとする日の**60日前**までに、提出及び協議しなければならない。

協議終了の通知（条例第13条、規則第9条）

1. 設置協議が終了した後、「**協議終了通知書**」を交付します。
2. 必要に応じて、市の意見を付するものとします。

Point

工事が着手する前に協議終了通知が必要です。

協定の締結（条例第14条、規則第10条）

※下記の事項について、「**協定書**」の締結をします。

1. 太陽光発電設備の維持及び管理に関する事項
2. 環境の保全及び公害の防止に関する事項
3. 太陽光発電設備の災害時及び廃止後の措置に関する事項
4. その他市長が必要と認める事項

Point

維持管理・廃棄処分等について、牛久市と協定を締結します。

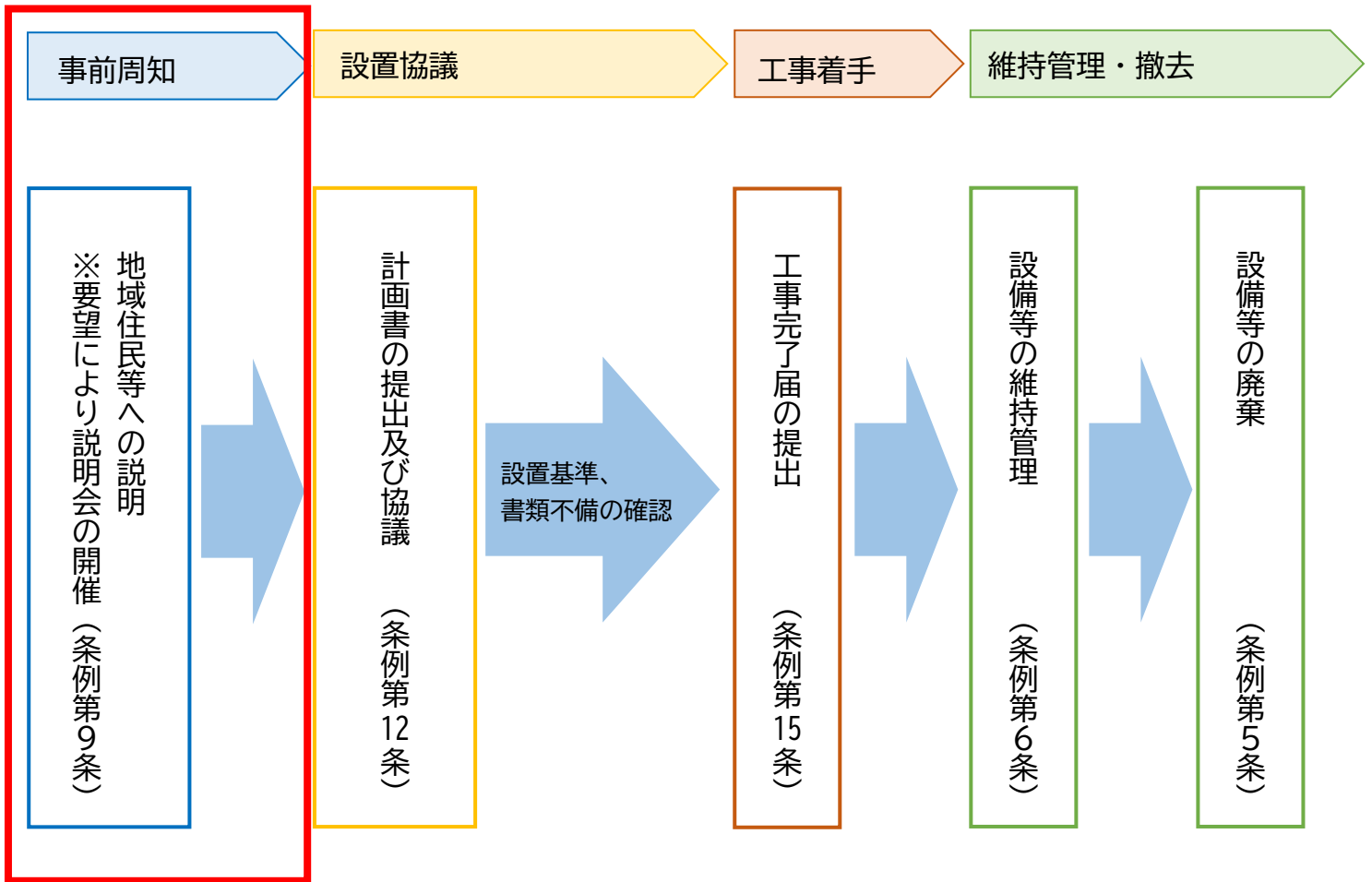
報告及び立入検査（条例第18条・20条、規則第14・16条）

1. 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、**報告を求める**ことができる。
2. 市長は、太陽光発電設備に関係のある場所に**立ち入り、検査**することができる。

指導、助言及び勧告等（条例第21・22条、規則第17・18条）

1. 市長は、事業者に対し、必要な**指導又は助言**をすることができる。
2. 市長は、事業者が正当な理由なく指導に従わない場合、必要な措置を講じるよう**勧告**することができる。
3. 市長は、事業者が正当な理由なく勧告に従わない場合、氏名及び住所並びに勧告内容を**公表**することができる。

【概要】 条例に基づく設置事業の主な流れ



- ・発電事業者は区長に事前説明をします。
- ・説明会の要望があった場合は開催してください。